平成十三年人事院規則——三四

人事院は、国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)に基づき、 (人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置) 人事管理文書の保存期間に関し次の人事院規則を制定する。

第一条 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、別に定めるもののほか、 この規則の定めるところによる

第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。)第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に に関するものをいう。 年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法(これらの法律を改正する法律を含む。)又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施 科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十 規定する法人文書(行政執行法人に係るものに限る。)のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、 法

に定める期間とする。ただし、当該期間を超える期間とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると行政機関等(公文書管理法第二条第一項に規定する行政機関及び行政執行法人をいう。以**第三条** 次の各号に掲げる人事管理文書の保存期間(公文書管理法第五条第一項(公文書管理法第十一条第一項において準ずる場合を含む。)の保存期間をいう。以下同じ。)は、それぞれ当該各号 下同じ。)の長が認める場合にあっては、当該行政機関等の長が定める期間とする。

別表の人事管理文書の区分の欄に掲げる人事管理文書 当該人事管理文書に応じそれぞれ同表の保存期間の欄に掲げる期間

前号に掲げる人事管理文書以外の人事管理文書で人事院が定めるもの 当該人事管理文書の性質を考慮して人事院が定める期間

の日(文書作成取得日から二年以内の日に限る。)を起算日とすることが当該人事管理文書の適切な管理に資すると行政機関等の長が認める場合にあっては、公文書等の管理に関する法律施行令前項の保存期間の起算日は、人事管理文書を作成し、又は取得した日(以下この項及び次項において「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、当該日以外 (平成二十二年政令第二百五十号)第八条第五項ただし書の規定の例による。

前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする人事管理文書については、 適用しない。

(保存期間が満了したときの措置)

第四条 次の各号に掲げる人事管理文書は、その保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間)が満了したときは、それぞれ当該各号に定める措置がとられるものとする。 文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等に該当する人事管理文書その他移管すべき事情がある人事管理文書にあっては、 移管の措置がとられるものとする。 ただし、 公

前条第一項第二号に掲げる人事管理文書前条第一項第一号に掲げる人事管理文書 当該人事管理文書の性質を考慮して人事院が定める措置当該人事管理文書に応じそれぞれ別表の保存期間満了時の措置の欄に掲げる措置

第五条 この規則に定めるもののほか、人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置に関し必要な事項は、 人事院が定める。

(施行期日)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(平成二十八年改正給与法附則第三条の規定が適用される間の読替え)

2 (平成二十八年法律第八十号)附則第三条の規定により読み替えられた第十一条の二第一項」とする。 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、別表の二の表給与法の項中「第十一条の二第一項」とあるのは、 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一三年三月二七日人事院規則一〇—五—二) 抄

(施行期日)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

則 (平成一三年三月三〇日人事院規則九—六—四二)

抄

1 (施行期日)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する

附 則 (平成一三年九月一七日人事院規則一七—一—一)

抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年一二月七日人事院規則一九—〇—三)

(施行期日)

第 条 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、 則 (平成一四年四月一日人事院規則——三五) 抄 次条及び附則第三条の規定は、 公布の日 から施行する。

抄

- 公布の日から施行する。
- 人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)
- れているものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 この規則の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一―三四別表に掲げられていた人事管理文書(この規則の施行の日において前項の規定による改正後の規則一―三四別表に掲げら
- 附 則 (平成一四年五月七日人事院規則一四—二二) 抄

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- (平成一四年六月二〇日人事院規則一—三六)

(施行期日) 則

ら施行する。 び規則一四一一八(国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業)の項の改正規定に限る。) 5規則一四―一八(国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業)の項の改正規定に限る。)及び第八項の規定(以下「規則一四―一七等改正規定」という。)は、平成十四年十月一日この規則は、公布の日から施行する。 ただし、第十条から第十二条まで並びに附則第四項、第五項、第六項(別表規則一四―一七(国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業)の項

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

いた人事管理文書(この規則の施行の日において同項の規定による改正後の規則一―三四別表に掲げられているものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 この規則(規則一四―一七等改正規定については、当該規則一四―一七等改正規定。以下この項において同じ。)の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一―三 一四別表に掲げられて

附 則 (平成一四年七月三一日人事院規則一—四—一八) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

3 文書の保存期間については、なお従前の例による。 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則一四―二二(二千二年ワールドカップサッカー大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除)の項に掲げられていた人事管理

附 則 (平成一四年一一月二二日人事院規則一—三四—一)

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月一四日人事院規則一—三七)

(施行期日)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年三月二五日人事院規則一四—一七— 抄

この規則は、平成十五年四月一日から施行する

1

(施行期日)

附 則 (平成一五年三月二五日人事院規則一四—一八—一)

抄

(施行期日) この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

1

附 則 (平成一五年四月一日人事院規則一四—二〇—二)

抄

(施行期日)

附 則 (平成一五年八月一日人事 この規則は、公布の日から施行する。 (平成一五年八月一日人事院規則一四—一九—一)

抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

|人事院規則||―三四の一部改正に伴う経過措置|

4 四―一九(国立大学教員等の株式会社等の監査役との兼業) 前項の規定による改正前の規則――三四別表規則―四―一九(国立大学教員等の株式会社等の監査役との兼業)の項に掲げる人事管理文書 の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、 なお従前の例による (前項の規定による改正後の規則一―三四別表規則

則 (平成一五年八月二九日人事院規則一—三九) 抄

この規則は、平成十五年十月一日から施行する

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

```
3
                                                                           の研究成果活用企業の役員等との兼業)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、
                                                                                                               兼業)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則一―三四別表規則一四―
                                                                                                                                                      前項の規定による改正前の規則――三四別表規則一四―一七(国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業)の項及び規則一四―一八(国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条から第五条までの規定は、
                                    附 則 (平成一五年一〇月一日人事院規則一—四〇)
                                                                              なお従前の例による。
                                                                                                                  一七(国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業)の項及び規則一四―一八(国立大学教員等
公布の日から施行する。
```

附 則 (平成一五年一〇月一六日人事院規則一—三四—二)

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

則

(平成一五年一〇月一六日人事院規則九—五四—四)

抄

(施行期日)

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月五日人事院規則——四一)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則 (平成一六年四月一日人事院規則九—六—五一)

抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

3 のを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則九―六(俸給の調整額) の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則――三四別表規則九―六(俸給の調整額)の項に掲げるも

附 則 (平成一六年一〇月二八日人事院規則一—三四—三)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一六年一二月二八日人事院規則一〇—一一—三) 抄

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一七年四月一日人事院規則九—三〇—五四)

抄

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一七年七月一日人事院規則一〇—四—一三) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月七日人事院規則一—三四—四)

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

則 (平成一八年二月一日人事院規則一—四三) 抄

(施行期日)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する

人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

2 附 則 (平成一八年三月一七日人事院規則一三―四―一) 抄 第三条の規定による改正後の規則一―三四別表に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

(施行期日)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する

則 (平成一八年三月三一日人事院規則一—四四)

抄

(施行期日)

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日人事院規則九—三〇—五六)

抄

この規則は、平成十八年四月一日から施行する

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

るものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則九―三〇(特殊勤務手当)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則一―三四別表規則九―三〇(特殊勤務手当)の項に掲げ

(平成一八年三月三一日人事院規則一〇—四—一四) 抄

(施行期日)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する 則 (平成一八年六月一四日人事院規則一〇—一二)

(施行期日)

この規則は、留学費用償還法の施行の日(平成十八年六月十九日) 則 (平成一八年九月一日人事院規則一〇—四—一五) 抄 から施行する。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二〇日人事院規則二一—〇—二)

抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一五日人事院規則一—三四—五)

(施行期日)

この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成され、又は取得された人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

則 (平成一八年一二月一五日人事院規則一—四六) 抄

(施行期日)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日人事院規則九—五五—八九) 抄

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一九年七月二〇日人事院規則一— 四八)

抄

(施行期日)

この規則は、平成十九年八月一日から施行する 附 則 (平成一九年七月二〇日人事院規則一— ·四九)

この規則は、平成十九年八月一日から施行する

則 (平成一九年九月二八日人事院規則一—五〇) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十九年十月一日から施行する

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。) 附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる整 第九十七号。以下「旧公社法」という。)」と、同表日本郵政公社法の項中「日本郵政公社法」とあるのは「旧公社法」とする。 期付職員法」とあるのは「任期付職員法、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法 の保存期間については、第四条の規定による改正前の同表の七の表日本郵政公社法の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、 備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十二条第四項の承認に関する文書等(規則一—三四別表の備考第一号に規定する承認に関する文書等をいう。) 同条の規定による改正後の同規則第二条第二項中「任 (平成十四年法律

則 (平成一九年一〇月一日人事院規則九—三〇—六三) 抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則――三四の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の規則――三四別表の二の表規則九―三〇(特殊勤務手当)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則――三四別表の二の表規則九―三〇 の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、 なお従前の例による。 (特殊勤務

(平成二〇年二月一日人事院規則一—五一)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

則 (平成二〇年四月一日人事院規則九—三〇—六四) 抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

則 (平成二〇年八月一日人事院規則九—七—一五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二八日人事院規則一七—一—二)

(施行期日) この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

3 なお従前の例による。 |人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置| 前項の規定による改正前の規則――三四別表の十の表法の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則――三四別表の十の表法の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、

則 (平成二〇年一二月二五日人事院規則一—五三) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十年十二月三十一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第二条 規則一─五○(郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則第二十二条の規定によ 項中「規則一四—二〇(特定独立行政法人の役員の営利企業への就職)」とあるのは、「規則一—五〇(郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)第二十二条の規ついては、第三条の規定による改正前の規則一—三四別表の七の表規則一四—二〇(特定独立行政法人の役員の営利企業への就職)の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同る改正前の規則一四—二〇(特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員の営利企業への就職)第六条の報告及び要求の文書等(規則一—三四第二条第二項に規定する文書等をいう。)の保存期間に 定による改正前の規則一四―二〇(特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員の営利企業への就職)」とする。

附 則 (平成二一年三月一八日人事院規則一―三四―六)の就職)の項に掲げられていた人事管理文書(前項に規定する文書等を除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 第三条の規定による改正前の規則――三四別表の七の表法の項、独立行政法人通則法の項、規則―四―四(営利企業への就職)の項及び規則―四―二〇(特定独立行政法人の役員の営利企業へ

(施行期日)

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前の例による 及び規則八一二〇 ○び規則八─二○(本省庁の課長等に任用する場合の選考の基準等)の項に掲げる人事管理文書(改正後の規則一─三四別表の一の表法の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお改正前の規則一─三四別表の一の表法の項、規則八─一二(職員の任免)の項、規則八─一三(行政職俸給表(一)の一級の官職等への任用候補者名簿による職員の任用に関する特例等)の 等) なお従 の項

則 (平成二一年五月二九日人事院規則一—五四) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する

附 則 (平成二一年五月二九日人事院規則九—八—六九) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則 なお従前の例による。

則 (平成二一年一一月三〇日人事院規則九—五四—五)

抄

(施行期日)

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一日人事院規則一五—一四—二五)

抄

(施行期日)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

1 附 則 (平成二二年三月一五日人事院規則一〇—一一—五)

抄

(施行期日)

```
第一条 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。
                                                                                                                                     第三条 前条の規定による改正前の規則――三四別表の二の表規則九―一二八(平成二十三年四月一日における号俸の調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。
                                                                      第
                                                                                                                                                                                     第一条 この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                       第一条 この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            第四条 前条の規定による改正前の規則──三四別表の二の表規則九─八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項、十四の表規則二一─○(国と民間企業との間の人事交流)の項、十六の表規則二三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          第一条 この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              第二条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に作成され、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          第一条 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            第一条 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          第
                                                                   一条 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        一条 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                              (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)
                                                                                                                                                                                                          (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                               (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                一―三四別表の二の表規則九―八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項、十四の表規則二一─○(国と民間企業との間の人事交流)の項、十六の表規則二三─○(任期付職員の採用及び給与の特例)の項及び十九の表規則一─二四(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (施行期日)
                        (施行期日)
                                                                                            施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この規則は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     この規則は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         の項及び十九の表規則一―二四(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          附
則
                                                                                                                                                                                                                                 附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          則
                                                                                                                                                                                                                                (平成二四年二月二九日人事院規則——四—二二)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (平成二三年一二月二八日人事院規則一〇—一三) 抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (平成二三年一二月二八日人事院規則九—八—七四)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (平成二三年六月二〇日人事院規則一〇—四—一八)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (平成二三年四月一四日人事院規則八—一八—二三)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (平成二三年二月一日人事院規則九—一二八)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (平成二二年七月二七日人事院規則一八—〇—五) 抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (平成二三年三月四日人事院規則——三四—七)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (平成二二年一一月三〇日人事院規則九—一二〇—二)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (平成二二年九月一〇日人事院規則九—三〇—七二) 抄
                                              (平成二四年六月二九日人事院規則一〇—一三—一)
                                                                                                                (平成二四年二月二九日人事院規則九—一三二)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            抄
                                                                                                                   抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        抄
                                                                                                                                                                                                                                 抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              又は取得された人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。
```

6

(平成二四年九月一九日人事院規則——三九—四)

抄

第 一条 この規則は、公布の日から施行する (平成二五年二月一五日人事院規則一—四—二三)

抄

(施行期日)

第 一条 この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則――三四の一部改正に伴う経過措置

前条の規定による改正前の規則――三四別表の二の表規則九―一三二(平成二十四年四月一日における号俸の調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、

なお従前の例による。

(平成二五年二月一五日人事院規則九—一三三)

施行期日)

第

一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

則 (平成二五年四月一日人事院規則一—五九)

抄

(施行期日)

第

一条 この規則は、公布の日から施行する。

(平成二六年二月一三日人事院規則一—六〇)

この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日人事院規則一—四—二四) 抄

(施行期日)

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。 前条の規定による改正前の規則――三四別表の二の表規則九―一二〇(平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給)の項及び規則九―一三三(平成二十五年四月一日における号俸

(平成二六年二月二八日人事院規則九—一三四)

(施行期日)

一条 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

則 (平成二六年五月二九日人事院規則——六二) 抄

並びに附則第四条、第六条(規則一―三四別表の三の表の改正規定に限る。)、第七条(第六条の見ぎこよる女E介の見りに、三月りそ)にうと思り、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ みの第十四条第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日から施行する。ただし、第二条(規則一―四に第百三項を加える部分に限る。)及び第十四条 理文書の保存期間に係る部分に限る。)及び第九条(規則一─五七第一条第一項の表規則一○─九(民間派遣研修)の項を削る部分に限る。)の規定は、 (第三条の規定による人事院規則一—三四の一部改正に伴う経過措置) (規則一―三四別表の三の表の改正規定に限る。)、第七条(第六条の規定による改正前の規則一─三四別表の三の表規則一○─九(民間派遣研修)の項に掲げる人事管 公布の日から施行する。

第二条 第三条の規定による改正前の規則──三四別表の三の表規則一○─三(職員の研修)の項及び十四の表官民人事交流法の項に掲げる人事管理文書 別表の十四の表官民人事交流法の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 (同条の規定による改正後の規則一―三四

(前条の規定による人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の一の表規則八─一二(職員の任免)の項及び三の表規則一○─九(民間派遣研修)の項に掲げる人事管理文書 則一―三四別表の一の表規則八―一二(職員の任免)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 (同条の規定による改正後の規

(附則第三条第一項の協議に関する文書等の保存期間の取扱い)

第八条 附則第三条第一項の協議に関する文書等に対する附則第六条の規定による改正後の規則一—三四の規定の適用については、同規則別表の一の表規則八— とあるのは「規則八―一二第十八条第三項若しくは第三十一条又は規則一―六二附則第三条第一項」とする。任免)」とあるのは「(職員の任免)及び規則一―六二(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)」と、 一二 (職員の任免) 「第十八条第三項又は第三十一条」一二(職員の任免)の項中「(職員の

(平成二六年五月二九日人事院規則二一—〇—六)

抄

(施行期日)

一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号) の施行の日から施行する。

|人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置|

第四条 前条の規定による改正前の規則──三四別表の十四の表規則二一─○(国と民間企業との間の人事交流)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則──三四別表の十四 表規則二一一〇(国と民間企業との間の人事交流)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 抄

(平成二七年一月三〇日人事院規則一—四—二五)

(施行期日)

- 3 (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置) 前項の規定による改正前の規則――三四別表の二の表規則九―一三四(平成二十六年四月一日における号俸の調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二七年一月三〇日人事院規則九—九三—二) 抄
- (施行期日) この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- (施行期日) 附則 (平成二七年一月三〇日人事院規則九—一三九)
- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- (施行期日) 則 (平成二七年三月一八日人事院規則一—六三) 抄
- 第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- (雑則)
- 第十五条 この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。 則 (平成二七年六月二四日人事院規則一—六六) 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、

人事院が定める。

- この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。 則 (平成二七年一一月二日人事院規則——六七)
- (施行期日) 附 則 (平成二七年一一月二六日人事院規則一—六八) 抄
- 第一条 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)
- 第二条 第一条の規定による改正前の規則一―三四別表の六の表法の項並びに七の表法の項及び規則一四―二一(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)の項に掲 項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 る人事管理文書(同条の規定による改正後の規則――三四別表の六の表法の項並びに七の表法の項及び規則―四―二一(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)の
- 則 (平成二七年一一月二六日人事院規則一三—一—四) 抄
- 第一条 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

- 第四条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の六の表規則一三―一 (不利益処分についての不服申立て)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、 なお従前の例による。
- (平成二七年一二月一日人事院規則一〇—四—二五) 抄
- この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

則 (平成二八年一月二七日人事院規則一〇—五—九)

抄

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 (平成二八年二月五日人事院規則——三四—八)

1

(施行期日)

- (施行期日) 附 則
- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 経過措置) 附 則 (平成二八年二月五日人事院規則一五―一四―三一) 抄改正前の規則一―三四別表の八の表矯正医官法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。
- 施行期日)
- (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置) この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 3 一五―一四(職員の勤務時間、 前項の規定による改正前の規則――三四別表の八の表規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則――三四別表の八の表規則 休日及び休暇)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

(平成二八年四月一日人事院規則二六—〇—一) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附則

抄

(施行期日) (平成二八年六月一日人事院規則一〇—四—二六)

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する 附則 則 (平成二八年一一月二四日人事院規則九—八—八二) (平成二八年一一月二四日人事院規則一—三四—九)

タッフ職俸給表降格時号俸対応表及び別表第七の四の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。 第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第三項、第十二条第一項第二号、別表第一、別表第六、別表第七の専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表、 (施行期日等)

別表第七の二の専門ス

抄

則 (平成二八年一二月一日人事院規則一〇—一一—八) 抄

(施行期日) この規則は、平成二十九年一月一日から施行する

1

附 則 (平成二八年一二月一日人事院規則一五—一四—三二)

抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。 (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。第六条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の項に掲げる 附 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の項に掲げる人事管理文書(前条の規定による改正後の規則一―三四別表の八の表

(平成二八年一二月一日人事院規則一九—〇—一一) 抄

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。 則 (平成二九年五月一九日人事院規則一—七〇)

抄

(施行期日)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

則 (平成三〇年二月一日人事院規則一—四—二七)

抄

(施行期日)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一三九(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によ

則 (平成三〇年二月一日人事院規則九—一四四) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十年四月一日から施行する

附 則 (平成三一年二月一日人事院規則一〇—四—三一)

抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の三の表規則一〇―四 (平成三一年四月一日人事院規則一—四—二八) 抄 (職員の保健及び安全保持)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一四四 (令和元年五月二三日人事院規則——七三) (平成三十年四月一日における号俸の調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、 なお従前の例による。

この規則は、公布の日から施行する。 則 (令和二年二月三日人事院規則九—一四六)

抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (令和二年六月一二日人事院規則一—七五)

この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

この規則による改正前の規則一―三四別表の二十の表平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

(令和二年一二月二八日人事院規則一—七六)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

|人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置|

2 の例による よる改正後の規則――三四別表の二十の表規則――六五(職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前 第三条の規定による改正前の規則――三四別表の二十の表規則――六五(職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定に

則 (令和三年四月一日人事院規則九—五四—九) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年四月二日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―五四(住居手当)の項及び規則九― 規則九―五四(住居手当)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による 四六の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則――三四別表の二の

表

則 (令和三年六月三〇日人事院規則八—一八—三〇) 抄

(施行期日)

一条 この規則は、令和三年十二月一日から施行する 附 則 (令和三年九月一日人事院規則——七七)

第

この規則は、公布の日から施行する。

則 (令和四年二月一七日人事院規則一九—〇—一四) 抄

(施行期日)

この規則は、令和四年四月一日から施行する

則 (令和四年二月一八日人事院規則一—七九) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する (定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)をいう。

暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

施行日 この規則の施行の日をいう。

旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―六 期間については、なお従前の例による。 (俸給の調整額) の項並びに四の表法の項及び規則一一―九 (定年退職者等の再任用) の項に掲げる人事管理文書の保存

10

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、 人事院が定める

(施行期日)

附

則

(令和四年二月一八日人事院規則八—二一)

抄

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する

(令和四年二月一八日人事院規則九—一四七)

抄

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する 2 第七条 第三条 前条の規定による改正前の規則一─三四別表の二の表規則九─八○ 第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する 第四条 前条の規定による改正前の規則一─三四別表の十二の表規則一九─○ 第一条 この規則は、令和四年十月一日から施行する 第 第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。 第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。 第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する ○(職員の育児休業等)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、 の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。 (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置) (経過措置) (施行期日) (施行期日) (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置) (施行期日) (施行期日) (施行期日) - この規則による改正前の規則――三四別表の二十の表令和三年オリンピック・パラリンピック特措法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。 この規則は、 この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、令和四年七月一日から施行する 附 附 則 附 則 (令和四年六月二四日人事院規則一—八一) 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の四の表規則一一―八 則 則 則 則 則 則 則 (令和四年二月一八日人事院規則一一—一一) (令和五年二月二八日人事院規則九—八〇— (令和五年一月二〇日人事院規則一五—一四—四〇) (令和四年七月一日人事院規則一—三四—一〇) (令和四年六月一七日人事院規則一九—〇—一 (令和四年二月一八日人事院規則一一—一二) (令和四年二月一八日人事院規則一一—八—五一) (令和四年二月一八日人事院規則九—一四八) (令和四年六月二〇日人事院規則一四—二一—一) 公布の日から施行する。 六 五 抄 抄 抄 抄 抄 抄 抄 (扶養手当) の項に掲げる人事管理文書 (職員の定年)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、 なお従前の例による (職員の育児休業等)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十二の表規則一九 (同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則九─八○(扶養手当) なお従前の例による。

(令和五年二月二八日人事院規則九—八九—六) 抄

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則――三四別表の二の表規則九―八九(単身赴任手当)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則――三四別表の二の表規則九―八九 赴任手当)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。 (単身

この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和五年三月三一日人事院規則——七九—一)

附 則 (令和五年三月三一日人事院規則一一——一一)

抄

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する (施行期日)

則 (令和五年一二月二〇日人事院規則一—三四—一一)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条及び第四条の規定は、令和六年一月一日から施行する。 (施行期日)

(経過措置)

第二条 令和五年三月三十一日までに作成し、又は取得した規則八―一二(職員の任免)第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等(規則一―三四別表の備考第一号に規定する文書等をい の保存期間については、第一条の規定による改正後の規則――三四第三条及び別表の一の表規則八―一二(職員の任免)の項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 令和六年三月三十一日までに作成し、又は取得した人事管理文書(第二条の規定による改正後の規則一―三四(以下「第二条改正後規則」という。)第二条に規定する人事管理文書をいう。 次条において同じ。)の保存期間については、第二条改正後規則第三条及び別表(保存期間の欄に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる

第四条 第二条改正後規則第四条及び別表(保存期間満了時の措置の欄に係る部分に限る。)の規定は、第二条改正後規則第三条第二項に規定する文書作成取得日が令和五年四月一日以後である人事 管理文書について適用する。

則 (令和六年一月二三日人事院規則九—一五一) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和六年四月一日から施行する

則 (令和六年三月二九日人事院規則——八二)

(施行期日)

を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。 第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五—一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二

第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、 人事院が定める。

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置 (第三条、第四条関係)

			るものに係るものに	
		項の規定により有効期間が六年六 採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書	規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が六年	(職員の任免)
	七年	項に任命結果通知書	二 第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書(第八条第一項	規則八一一二
-	特定日以後三	これらの申請に対する承認の文書		
係	了する日にほ	臨時的任用更新承認申請書		
が	臨時的任用が	臨時的任用承認申請書	第六十条第一項の承認に関する文書	
	以後三年			
定	日に係る特定			
す	委任が終了す	任命権の委任を行う場合の提示の文書	第五十五条第二項の提示の文書	法
ı				
	保存期間	人事管理文書の例	の区分	人事管理文書の区分

			俸給の更正の命令の文書	第二十条の命令の文書	_
				場合を含む、の目立つので	
		五年	条第期末手当又は勤勉手当の一時差止処分の取消しの申立ての文書	し頂こおいて推用ける場合を含むの り申立てり文書 第十九条の六第二項(第十九条の七第五項又は第二十三条第期末手当又は勤勉手当の	
廃棄	六年となくなる	日に係る特定日以後六年届出に係る要件を具備しなくなる廃棄		給与法第十一条の二第一項の届出の文書	給
			書 当系上領		
序 第		 日	· 基准合子章 職員別給与簿 董彩時間幸台書		汔
老是		ī. E	功务等見保持書	ち、十してき	<u></u>
昔時満期 置の了間					
保 存		保存期間	人事管理文書の例	人事管理文書の区分	人事
				二 給与	<u>-</u>
	+	年	定年前再任用に係る定年前再任用希望者の同意の文書	第三条の同意の文書	
<u> — М</u>	る特定日以後三終了する日に係	ス 紋		年前再任用)	年前買
. 14.	た年前再任用が	、定	定年前再任用に係る定年前再任用希望者への明示の文書の写し	(年齢六十年以第三条の明示の文書の写し	(年齢
廃棄	三年	=	前年度における定年前再任用の状況の報告の文書	規則八一二一第七条の報告の文書	規則
		いての報告の文書	指定試験機関が採用試験を行う場合における採用試験の施行の結果につい	第十四条第二項の報告の文書	
			当該協議に対する回答の文書		
			は評定の方法、合格者予定数等についての協議の文書	(採用試験)	(採用
廃棄	年	1時及び場所、採点又 三年	指定試験機関が採用試験を行う場合における、募集方法、採用試験の日時及び場所	規則八一一八第十四条第一項の協議に関する文書	規則
		に係る他の任命権者	任命権者を異にする官職に併任している職員への人事異動通知書の交付に係る他の任命権者		
			採用候補者名簿から任命しようとする者を選択した場合の通知の文書	第十七条第一項又は第五十七条の通知の文書	
				は一年二月とされているものに係るものに限る。)	
		書	年又採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書	規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が一年	
	年		項に任命結果通知書		
			任期を定めた採用等の報告の文書		
			臨時的任用の報告の文書		
			特定官職への任命結果報告書	文書	
			の	第二十四条、第三十条第二項、第三十九条第四項又は第四十五条	
			当該協議に対する回答の文書		
			別段の定めについての協議書		
			特定官職への採用協議書	第十八条第三項又は第三十一条の協議に関する文書	
			当該申請に対する承認の文書		
			選考採用承認申請書	第十八条第一項第六号又は第十号の承認に関する文書	
			思		
	 	アに住在する場合の言言を	官職の任命権者の同意の文書の任命権者の同意の文書	会 フックタニエン か会ニー サックタニエ の間 配の フ言	
	E	并任け う易うつ 自亥三	方童寺 と長こけら言哉こ哉!と早日とも、 圣日とも、云岳とも、	つ 引 意 つ て	
	2		採用候補者が	の規定により有効期間が五の規定により有効期間が五の規定により有効期間が五の規定により有効期間が五の規定によりである。	13
_	五年		頃に任命結果通知書	文書(第八条第一	_

定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 定日以後五年 変素		特殊勤務手当整理簿	第三十条第二項第一号、第二号又は第四号の認定に関する
年 (後六年 と) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (10)		当該指定の申請の文書 山上等作業手当の支給要件に係る指定の文書 の長への報告の文書 が映勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿に記入する事項についての各庁特殊勤務手当整理簿	
後六年 具備しなくなる 日に係 廃棄		の長への報告の文書特殊勤務手当整理簿に記入する事項についての各庁特殊勤務手当整理簿	第二十条第一項第一号から第三号までの指定に関する文書
年 しなくなる日に係 と具備しなくなる 日に係		殊勤務手当整理簿	第三十四条第二項の報告の文書
年 しなくなる日に係 以後六年 しなくなる 日に係	六年日に係る特定日以を特を		第三十四条第一項の特殊勤務手当整理簿
年 しなくなる日に係 と具備しなくなる の を の の の の の の の の の の の の の	る特定日以 る特定日以	特殊勤務実績簿	務手当) 規則九一三〇(特殊勤第三十四条第一項の特殊勤務実績簿
定日以後六年要件を具備しなくなる廃棄	日に係る特	通勤手当認定簿	第四条第二項の通勤手当認定簿
		通勤届	当)
		当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書	
	<u> </u>	関係審査協議書 定の日数以上の日数を勤務していない職員の昇給区分決定に係る俸給 定の日数以上の日数を勤務していない職員の昇給区分決定に係る俸給	第三十七条第五項の協議に関する文書
		の同意の文書	四条第三項の同意の
	1	及び号俸	
	羊区	告の文書「一の報初任給基準表の試験欄の「総合職(院卒)」等の区分を適用した場合の報	告の文書第十三条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条の二
	. [これらの承認の申請の文書	
		俸給の訂正の承認の文書	研究職
		文書	第四十四条の二、第四十五条、第四十八条、第四十九条又は文書
	<u>v)</u>	派遣職員がその派遣期間中に退職	
		派遣職員が職務に復帰した	第三項、第二十六条第一項第二号(第二十八条にお
) <u>j</u>	4	の二当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	昇給等の基準) 二十条の二第四項各号、第二十二条第二項、第二十二条第一項、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
堯	五年	、第奉給對系審查劦議書	現り 九 -八 (初壬給、 第十一条第三項をだし書、第十八条、第十九条をだし書
なる日に係る特定日以後一年申出に係る口座振込みによらなく	申出に係る	書	第一条の三第一項の申出の文書
	三年	の報告の文書	第一条の六第三項の報告の文書
廃棄	五 年	当該承認の申請の文書月二回払の承認の文書	支給) 大会 大会
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	五年	俸経の調整を行う官職の職務の内容及び勤労条件についての報告の文書	整額)
407 440	年	の通知の文書	
	年	文書	第十七条の承認に関する文書
廃棄	五年		規則九一五(給与簿) 第三条の出勤簿
れる日に係る特	定日以後五年の効力が失われ	当該承認の申請の文書・非常勤の委員等の手当に係る承認の文書・	第二十二条第一項の承認に関する文書
成の日に係る特定日以	後五年の作成		150 五

「に応	人事管理文書の区分	研修及び能率	ための書類	による俸給) - 一四八(給与第十二条の承認に関する文書 - 一型八(給与第十二条の承認に関する文書 - 一型八(給与第十二条の平型) - 一型(格)(格)(格)(格)(格)(格)(格)(格)(格)(格)(格)(格)(格)((広城第八条第二項の住居等を明らかにする書類 広域異動手当の支給要件を具備するかを確認するための書類	員特別勤務手当) 第四条の管理職員特別勤務手当整理簿 管理職員特別勤務手当整理簿	『理職第四条の管理職員特別勤務実績簿	第八条第二項の単身赴任手当認定簿単身赴任手当認定簿支公	任手当)	第四条第三項の事実等を証明する書類 扶養の事実等を証明する書類 居出	当)	務手当等)	第六条第二項の住居手当認定簿住居手当認定簿	当)	当) 「	各庁の長が他の日とすることの承認の文書	議に関する文書	知の文書期末手当又は勤勉手当の一時差止処分を取り消した場合の人事院への通通知の文書
			日に係る特定日以後五年 日に係る特定日以後五年 日に必要な事項を確認する確認に係る要件を具備しなくなる廃棄	文書	通知する日に係る特定日以後五年	の書類		 六年	る特定日以後六年支給要件を具備しなくなる日に係	日に係る特定日以後六年届出に係る要件を具備し	日に係る特定日以後六年届出に係る要件を具備しなくなる	る特定日以後六年支給要件を具備し	文書 三年	る特定日以後六年支給要件を具備しなくなる日に係	日に係る特定日以後六年届出に係る要件を具備し	三三年	の		へ 「 の 通

		-																					安全保持) 規則一○―四	注	\$
第十六条の二第一項又は第二項の承認に関する文書	第三十三条の届出の文書	第三十二条第二項の記録の文書(定期検査に係るものに限る。		第二十七条又は第三十五条第二項の報告の文書	の申請の	第二十二条の四第四項の申出の文書		見の文書	第二十二条の二第三頁(第二十二条の四第五頁このへで進用第二十二多の二第三項の言彙の3冊	第二十二条の二第二項の己禄ので書	(1) 勇勇により申己の第一項の調査の結果の文	第十四条の二の調査の結果の文書	第二十二条の四第三項の同意の文書	一項の報告	文書	に限る。) 第二十六条の二第一項の申請の文書(粉じん作業に係るも				。)に係るものを除く。)	作業(別表第四の二第三号に規定する業務をいう。以下同	第二十六条の二第一項の申請の文書(石綿製造等又は粉じ)──限る。) 限る。) 限る。) 限る。)に係るものには健及びの二第六号に規定する業務をいう。以下同じ。)に係るものに○ 四第二十六条の二第一項の申請の文書(石綿製造等(別表第四	第七十条の七第一項の報告の文書	1.5 1.4 (. 1.5) (1.4 l.55 (lm/) =27 (l.) (. 1.6)
承認書第二種有害物質製造承認申請書第二種有害物質使用承認申請書第一種有害物質使用承認申請書第一種有害物質製造承認申請書	検査結果記録書の写し構造図		船員年次災害報告書	芝 次长序设计符 电电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电	健康管理手帳交付申請書	心理的な負担の程度が高い職員からの面接指導を受けることを希望する旨の申出の文書	の意見の文書 ・心理的な負担の程度が高い職員に対する面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師	文書	目勤务寺間の犬兄拏こなごで亍う面妾旨尊の店果こ書づく公要は昔置こつっての妄而の意見の 耶貞の董矛田間のお沙に問って言金のス言		摩急に からい きょうきょう はいない 性等の調査の結果の文書		結果の提供に係る		職員の保健及び安全保持の実施状況についての是正の指示の文書	の	(三・三、―ジクロ	(オルト―トルイジ	(一・二―ジクロロ	特別健康管理手帳(ベリリウム)交付申請書	じ特別健康管理手帳(ビス(クロロメチル)エ	ん特別健康管理手帳	四特別健康管理手帳(石綿)交付申請書	研修の実施状況についての報告の文書	
係る特定日以後三年承認期間の末日の翌日に							<u></u>	Ó	<u>5 </u>			の三年	以後五年 解職する日に係る特定日		五年	七年	. 申_					三十年	中年	年	

三年翌日に係る特定日以後請求に係る期間の末日の	産後の就業に係る請求の文書業務の軽減の措置又は他の軽易な業務に就かせる措置に係る請求の文書業務の軽減の措置又は他の軽易な業務に就かせる措置に係る請求の文書	第四条、第六条第一項又は第九条ただし書の請求の文書
三年翌日に係る特定日以後棄申出に係る期間の末日の廃	危険有害業務の就業制限に係る申出の文書	安全及び福祉) ター 七第三条第一項の申出の文書
以後一年失われる日に係る特定日報告に係る規程の効力が	放射線障害防止管理規程の作成又は変更の報告の文書	第二十七条第二項の報告の文書
年	エックス線装置の設置又は変更に係る検査の記録の写し構造図エックス線装置届エックス線装置国	第十二条の届出の文書
	理区域の線量当量率等の測定の結果の記射線業務に従事した職員の作業内容等の対す	十四条第一項第四号
五年	の文書の限度又は等価線量の限度を超えて被ばくした場合その他の緊急時等に関する報告五年の文書	第二十一条各項の報告の文書
以後三十年 乗の職する日に係る特定日廃	関待実効線量又は累積等価線量の記録の文書 緊急作業に従事した職員等の実効線量、等価線量又は汚染の状態の記録の文書 関体の汚染を除去させる措置を講じられた職員の身体の汚染の状態の記録の文書 以後三十年 乗の業務上管理区域に立ち入った職員の線量の測定の結果又はこれに基づき算定した実効線量若離職する日に係る特定日廃	害の防止) (職員の放射線障文書 規 則 一 〇 — 五第二十四条第一項第一号から第三号まで又は第三項の記録
係る特定日以後一年設備等が廃止される日に)検査結果記録書	第三十二条第二項の記録の文書(定期検査に係るものを除く。)
以後一年失われる日に係る特定日報告に係る規程の効力が	健康安全管理規程の作成又は変更の報告の文書	第十二条第三項の報告の文書
る特定日以後一年委嘱が解除される日に係	健康管理医の委嘱の文書の写し	第九条第二項の委嘱の文書の写し
お特定日以後一年	条健康管理者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し 大元責任者の指名の文書の写し	第二項、第十条各項又は第十一条の指名の文書の写し第二項、第十条各項又は第十一条の指名の文書の写し
日に系る特定日以後三年就業禁止期間の末日の翌	禁止の文書の写し 禁止の文書の写し まっと 道米	第二十四条第二項の就業の禁止の文書の写し
三年の日に係る特定日以後指導区分の決定又は変更	導区分の決定に係る医導区分の決定に係る医	第二十三条各項の意見の文書

	定日以後三年	微量と留差を冷げることとってり月より女書りまし れば留学の実施について職員の同意を得るに当たっての明示の文書の写し	第五条各項の明示の文書の写し(留学費用を償還しなけ
がる対	いこととなる日に係る特になる日に係る特別の	オ に プ ら 日本	1
〕 な	留学費用の賞量を要	ればなら留学と系る職員の司急書 (皇学費用の償還のお汚等の報告の文書)	第二条第三号の司意の文書 (留学費用を賞麗しなけ)
		0000000000000000000000000000000000000	第六条の通知の文書の写し
		職員に留学を命ずるに当たっての明示のれば留学の実施について職員の同意を得るに	ならない者に係るものに限る。) 第五条各項の明示の文書の写し (留学費用を償還しなけ
年産産	に係る特定日以後五年留学費用が償還される日	ればなら留学に係る職員の同意書	の償還) (職員の留学費用ない者に係るものに限る。) 規則一○─一二第二条第三号の同意の文書(留学費用を償還しなけ
以後く	一年 一年 早出遅出勤務によらなく		場合を含む。)の証明書類第四条第三項(第五条第四項又は第十三条にお
		書類 超過勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届に係る事由について確認するための証明 超過勤務の制限の請求に係る事由について確認するための証明書類	
	年	の制限に係る育児又は介護の状況変更届に係る事由について確認するための証明の制限の請求に係る事由について確認するための証明書類	お。)において準用する第四条第三項の証明書類
		「を含む。)の届早出遅出勤務に係る育児又は介護の状況変更届	出の文書第五条第三項(第十三条において準用する場合を含む。
	三年	の通早出遅出勤務の請求に係る通知の文書の写し	知の文書の写し第一条において準用する場合を含む。)
- 以 後 く	なる日に係る特定日以後早出遅出勤務によらなく	の請求の早出遅出勤務請求書	文書(第十三条において準用する場合を含む。)
		の制限に	において準用する場合を含む。)の届出の文書 超過勤務第八条第三項又は第十二条第三項(これらの規定を第十三条深夜勤務
		超過勤務制限開始日の変更に係る通知の文書の写しとの通知の文書超過勤務の制限の請求に係る通知の文書の写しという。の通知の文書ののでは、これらの深夜勤務の制限の請求に係る通知の文書の写し	過勤務の制限) という では、おいて、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで
棄 廃	三年	超過勤務制限請求書おい深夜勤務制限請求書	(育児又は介護をで準用する場合を含む。)の請求の文書規則一○─一一第六条、第九条又は第十条(これらの規定を第十三条に
に係	る特定日以後一年指名が解除される日に係	船員危害防止主任者の指名の文書の写し	第三条第一項の指名の文書
三の要	日に係る特定日以後三年就業禁止期間の末日の翌	就業の禁止の文書の写し就	第七条第一項の就業の禁止の文書の写し
棄廃	三年	船内で救急患者が発生した場合の措置の記録の文書伝染病の予防の措置の記録の文書	安全保持の特例) に係る保健及びに係る保健及び(船員である職員 規則 一〇 — 八第六条第三項の記録の文書
以 行 後 の	三年翌日に係る特定日承認に係る期間の末	三年 基づく勤務を要しない時間管理簿 人事院規則一〇―七(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)第六条第二項の規定に 承認に係る期間の末日の	第六条第二項の承認に関する文書

	三年 三	三年	職員の自認書の写し 歌員の供述調書の写し 公判廷における傍聴記録の写し 起訴状の写し	第八条第二項の資料の写し	
		明書の写し	任命権者から人事院に提出される処分説	明書の写し	
棄	摩	3通知の文書 三年 廃棄	懲戒処分に係る他の任命権者に対する通	──第六条の通知の文書	(職員の懲戒) 規則 一二 ─ ○第
		以後三年	承認の申請の文		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ことが決定される日に係る特定日	\ - - 	の承認の文書		
棄置	が行われる日又は繁成処分を庁廃措	刊事跋判所こ系属する間こ司一事牛こつハて懲戌手売を進めること懲故処分	, ,	第八十五条の承認こ関する文書	去
一方方	満	任本其非	ノ専管理 ブ書の 依	7	ノ事管理 プ書の 区分
7 月 1			手管里で書う	J.	
	以後三年	の任期を更新する場合の暫定再任用職員の同意の文書	文書 暫定再任用職員の任料	第八条第二項の同意の文	
足 日	暫定再任用が終了する日に係る特定日	への明示の文書の写し	暫定再任用をさ	第四条の明示の文書の	
廃棄	三年		前年度における暫定	任用) (定年)第十四条の報告の文書	退職者等の暫定再任用)規則一一―一二 (定年
終 	する日に係る特定日以後三年での規定による異動期間の延長が終	ক প			
· 項 ・ ま	、)!?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の延長等に係る職員の同意の文書 法	異動期間の延長等に短	第十五条の同意の文書	
		延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況の報告の文書	異動期間	第二十二条の報告の文書	
		ら人事院に提出される職員の意に反する降任に係る処分説明書の写し	し 任命権者か	齢に第二十一条の説明書の写	よる降任等) 監督職勤務上限年齢
廃棄	三年	の文書	の	(管理第十八条の通知の文書	則一一一
廃棄	三年	長から人事院に提出される降給に係る処分説明書の写し =	各庁の長から人事院に	(職員第八条の説明書の写し	の降給) () () () () () () () () () (
- 務 号)	終了する日)に係る特定日以後三年附則第三条第六項の規定による勤務が正する法律(令和三年法律第六十一号)	終附下			
を台規改に定	あっては、国家公務員法等の一部を改を附則第三条において準用する場合に終了する日(第五条又は第六条の規定	書		同意の文書	
務 が	広第八十一条の七の規定による勤致		れらの規定を附則勤務延長を行う場合の	第五条又は第六条(これ	
		告の文書でせた場合の報告の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の表書の文書の表書の文書の表書の文書の文書の文書	準用する場合を含む。)の報告の文書含む。)又は第三項(附則第三条において勤務延長の状況の報告の文書び第四条第三項において準用する場合を勤務延長職員を異動させた場合の第十二条第一項、第二項(附則第三条及任命権者が定年退職日を指定した	準用する場合を含む。)の報告の文書含む。)又は第三項(附則第三条においてび第四条第三項において準用する場合を第十二条第一項、第二項(附則第三条及	
廃棄	三年	の任命権者に対する通知の文書 =	いて準用する場勤務延長に係る他	合を含む。)の通知の文書	定年) 規則一一一八(職
		る承認の文書	らの申請に対		
		四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認	書院規則一一—		
		- 四第三条第一項第二号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認	申請書 人事院規則一一—四年		

人事管理文書の区分 判決書の写し	人事管理文書の例
第八十六条の要求の文書	行政措置要求書
第八十七条の判定の文書(写しを含む。)	勤務条件に関する行政措置の要求に係る判定書
十八条の勧告の文書	勤務条件に関する行政措置の要求に係る勧告書
第一項の審査請も	
	処分説明書の写し
第九十二条第二頃の指示の文書	判定に伴う俸給の弁済についての指示の文書
十一条第一項の申立ての	給与審查申立書
第二十一条第二項の通知の文書	給与の決定に関する審査の申立てに係る決定書
一十四条第一項又は第二十五条第一項の申立ての文書	補償審査申立書
	福祉事業措置申立書
二十五条第二項において準用す	「冨业事業の運営こ関する普置の申立てこ系る判定書る場合を含む。)の判定補償の実施に関する審査の申立てに係る判定書
第五条(第八十条第一項において準用する場合を含む	1
	再審請求書の補正を命ずる文書の写し
	代表者の選任を命ずる文書の写し
京八条(第八十条第一項において準用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査 第二十五条、第二十六条第三項、第十二条第一項又は第六十七条において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項(第六十七条において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項(第六十七条において準用する場合を含む。)、東治十四条第三項、第十三条、第十四条第二項、第十五条第五項、再審査 では第六十六条の通知の文書(第十二条第一項又は第十三条の通知の文書を除審査定 では第六十六条の通知の文書(第六十七条において準用する場合を含審査定 では第六十六条の通知の文書(第六十七条において準用する場合を含む。)取消 では第六十六条の通知の文書(第十二条第一項又は第十三条の通知の文書を除審査で で、写しを含む。) で、第八条(第八十条第一項において準用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査	八十条第一項において準用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査請求の受理又は却下に係る通知の文書第十二条第一項、第十二条第一項又は第十三条の通知の文書を除審査の終了の決定に係る通知の文書第十二条第一項、第十二条第一項(第六十七条において準用する場合を含む。)取消判決又は無効確認判決の確定に係る通知の文書第十二条第一項、第十二条第一項(第六十七条において準用する場合を含む。)取消判決又は無効確認判決の確定に係る通知の文書第十二条第一項、第十二条第一項(第六十七条において準用する場合を含む。)取消判決又は無効確認判決の確定に係る通知の文書第十二条第一項、第十三条、第十四条第二項、第十五条第五項、再審請求の取下げに係る通知の文書の公平表第二項、第十三条、第十四条第二項、第十五条第五項、再審請求の受理又は対下に係る通知の文書の公平表第一項において準用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査請求の受理又は対下に係る通知の文書では、第一項において準用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査請求の受理又は対下に係る通知の文書の公平表第一項において準用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査請求の受理又は対下に係る通知の文書の公平表第一項において準用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査請求の受理又は対下に係る通知の文書の公平表第一項において連用する場合を含む。)、第九条第四項、第十審査請求の受理又は対下に係る通知の文書の公平表第一項において述書の公平表第一項において述書の公平表第一項において述書の公平表第一項において述書を記述されて述述されて述述されて述述書を記述されて述述されて述述されて述述されて述述されて述述されて述述されて述述されて

	頁督里り冬了こ系る重印度の変更申立てに基づく
	終了に係る通知の終了に係る通知の
	の日時及び場所に係る
	員の氏名の通知の文書
	審理の終了予定日
第八条(第八十条第一項において準用する場合を含む。)の審査請求書の副本	
第九条第三項、第十五条第四項、第二十七条第二項(第六十三条第四項におい審査の併合又は併合した審査の分で	い審査の併合又は併合した審査の分離に係る申立ての文書
準用する場合を含む。)、	
	又公平委員についての忌避の申立ての文書
7第二項の申立	調査員についての忌避の申立ての文書
	口頭審理の日時の変更に係る申立ての文書
	審尋審理の日時の変更に係る申立ての文書
	証拠調べの申立ての文書
	審尋審理における口頭での意見陳述に係る申立ての文書
第十条第二項の届出書	相続により請求者の地位を承継した旨の届出書
	相続を証明する書面
第十条第五項、第十一条第二項、第十二条第二項又は第四十四条第三項の申:	出請求者の地位を承継しない旨の申出の文書
	審査請求の取下げに係る申出の文書
	係属中の審査請求の継続又は取下げに係る申出の文書
	最終陳述を書面によって行うことの申出の文書
第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第二項(第八十条第一項にお	い 代表者の選任又は解任に係る届出の文書
て準用する場合を含む。)若しくは第三項(第八十条第一項において準用する	る代理者の選任又は解任に係る届出の文書
場合を含む。)の届出の文書	代理人選任届
	代理人の解任に係る届出の文書
	審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書
	再審請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書
だし書(第八十条第一項において準用する場合を含む。)	の審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回が証明できる委
	任状
第二十条の調書	審査請求に係る調書
第二十条又は第五十六条第二項の意見の文書	に関す
	証人の遮へいの措置に関する意見の文書
第二十八条(第六十三条第四項において準用する場合を含む。)、第四十九条	公平委員についての忌澼
む。) 又は第五十一条(第六	調査員について
いて準用する場合を含む。)の却下の文書(写しを含む。)	の提出に係る却
	証拠調べの申立てに係る却下の文書
第三十二条第一項の請求の文書	口頭審理の請求の文書
	の 請
一項、第三十六条第一項、第三十七条(これらの規定を第六十	出を求める文書
用する場合を含む。)、第三十八条、第五十三条第一項(第六十	反論書の提出を求める文
いて準用する場合を含む。)又は第五十七条第一項(第六十七条にお	証を求め
	対して口
	資料の提出を求める文
	口述書の提出を求める文書の写し

	等)のする審判の 一規 制一 無関 一 変 番 に 関 の の で で 本 本 間 の の の の の の の の の の の の の の の の の												要求 費 する	務条件に	規則一三															
第十条第一項(第三十五条において準用する場合を含む。)の証明の文書	等) の申立て 下言(災 -三(災 -三(災 規則一三第三条の調書	第十三条の却下の文書(写しを含む。)	第十二条の取下げの文書	第十一条第一項の審査の結果の文書	第八条第三項の要求の文書の写し	第八条第三項の口述書	第八条第二項の宣誓の文書	第八条第一項の呼出しの文書の写し	第七条第一項の資料		第六条の通知の文書(写しを含む。)	第四条の二の命令の文書の写し	00 1;	VC 里		審請求	一 9 在5 一 工,从 17 位 下 至 月 7、7、7、17、17、17、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、	第七十三条第二項(第八十条第一項において準用する場合を含む。)の更正通しき含む。)を含む。) の判定書(写出十条第二項(第八十条第一項において準用する場合を含む。) の判定書(写第七十条第二項(第八十条第一項において準用する場合を含む。) の判定書(写	条において準用する場合を含む。)の口述書	含む。)の宣誓書(第五十八条第二項又は第六十七条において準用する場合を宣誓書)	第五十二条第一項(第六十七条において準用する場合を含む。)の呼出状の写し	(第六十七条において準用する場合を含む。)	(金ラート)のいまして、光月で、大きなできる。	第四十丘条第四頁(第六十七条この)て集用する場合を含っての服告の女事 第四十旦多第二項の非条門並の書面	1	第三十八条のコ頂審理の準備のための書面	しを含む。)の反論書(写第三十六条第一項(第六十七条において準用する場合を含む。)の反論書(写)ののでは、「ない」のでは、「ない」という。	含む。)の必要と認める資料含む。)の必要と認める資料では第二十五条第二項(第三十六条第二項又は第六十七条において準用する場合を	(第六十七条において準用する場合を含む
審査の申立ての取下げについての特別の委任に係る証明の文書代理人資格に係る証明の文書	福祉事業の運営に関する措置の申立てに係る調書災害補償の実施に関する審査の申立てに係る調書	審査の打切りに伴う却下の文書	要求の取下げの文書	苦情審査委員会の審査の結果の文書	口述書の提出を求める文書の写し	口述書	宣誓の文書	証人を呼び出す文書の写し	関係者から提出された資料	要求の却下に係る通知の文書の写し	要求の受理に係る通知の文書	行政措置要求書の補正を命ずる文書の写し			行政措置要求書に記載した事項の変更に係る届出の文書		Į Į į	更正通知書	判定書	口述書		証人の呼出状の写し	証人の出席に係る申請の文書	審尋審理の終了に係る報告の文書	口頂 野田の 佟子の では、「日本の では、「日本	7 8	コ頂審理の準備のための書面	(写)反論書	て準用する場合を答弁書に添付された必要と認める資料	答弁書
	れる日に係る特定日以後三年が却下され、若しくは取り下げら棄判定が行われ、又は審査の申立て廃													係る特定日以後三年	ル、 た) は 文) 、 げ っし う 一 に 医 判 定 が 行 わ れ 、 又 は 要 求 が 却 下 さ 廃															<u></u>

_		+	談) 苦 情 相 の													立審関する	規則一														
第五条第二項の承認の文書の写し	第五条第二項の請求の文書	第五条第一項の調査の文書	相の第二条の苦情相談の文書	―五(職	第十四条第一項の決定の文書	第十三条の却下の文書(写しを含む。)	第十二条第一項の取下げの文書	第十条第四項の意見の陳述の結果の文書	第十条第一項の陳述の文書	第十条第一項又は第十一条の証拠書類その他の資料	第十条第一項の要求の文書(写しを含む。)	第八条の通知の文書(写しを含む)	総与審査申:	第七条第一項の命令の文書の写し	項の届出の文書	立て) 審査の申 に関する 与の決定	三第四条第一項の証明の文書	第三十条の要求の文書(写しを含む。)	を含む。)	五条において準用する場合を含む。) の眠		第十四条(第三十五条において準用する場合を含む。)の補償審査申立			(free) 第十四条(第三十五条において準用する場合を含む。)の通知の文書	1	第十三条第一項(第三十五条において準用する場合を含む。)の命令			する場合を含む。)の届出の文書(これのまだを含ましまりにより	- 1
事情聴取等を求められた職員が勤務しないことに係る承認の文書の写	事情聴取等を求められた職員が勤務しないことに係る請求の文書	関係者に対する調査の文書	苦情相談の文書	苦情相談の概要に係る報告の文書		審査の打切りに伴う却下の文書	に係る取下げ	意見の陳述の結果の文書	陳述の文書	証拠書類その他の資料	証拠書類その他必要と認める資料の提出又は陳述を求める文書	審査の申立ての却下に係る通知の文書の写し 審査の申立ての受理に係る通知の文書	終与審査申立書の副本	お与審査申立書の補正に係る命令の文書の写し に対している。	序) 前にに続った(C) に持りに 消滅に係る届出の文書	特別の委任に係る証明の文書	代理人の資格に係る証明の文書	文書 文書 報告、証拠書類その他の物件の提出又は医師の診断を受けることを求める	文書(写し審査の打切りに伴う却下の文書	措置の申立てに係る取下げけの文書審査の申立てに係る取下け	福祉事業措置申立書の副本	書の副本補償審査申立書の副本	措置の申立ての却下に係る通知の文書の写し	措置の申立ての受理に系る通印の文書 審査の申立ての封下に係る通知の文書の写し	(写しを審査の申立ての受理に係る通知	福祉事業措置申立書の補正を命ずる文書の写し	の文書の 補償審査申立書の補正を命ずる	相続を証する書面	相続により措置申立人の地位を承継した旨の届出の文書	相続により審査申立人の地位を承継した旨の届出っと具作まりの資本洋派に使き后とのご言	生用
写し			定日以後三年事案の処理が終了する日に係る特	三年												れる日に係る特定日以後三年が却下され、若しくは取り下げら棄	決定が行われ、又は審査の申立て廃														

	監査役兼業の承認の取消しの文書の写し	第八条の取消しの文書の写し
	報告の文書	査役との兼業)
日以後三年	の報告の文書	員の株式会社の告の文書
兼業が終了する日に係る特定廃棄		則一四―一九 (研)第六条、第七条又は第十条第一項の
	研究成果活用兼業の承認の取消しの文書	第十条第二項の取消しの文書
	研究成果活用兼業に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書	の要
	写し	第八条の取消しの文書の
	告の文書	用企業の役員等との
日以後三年	った旨の報告の文書	の研究成果活
兼業が終了する日に係る特定廃棄		四―一八(研 第六条、第七条又は第十条第一項の
		第十条第二項の取消しの文書
	技術移転兼業に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書	第十条第一項の要求の文書
	しの文書の写し	書の
:	技術移転兼業に関する事務の実施状況についての報告の文書	業者の役員等との兼
日以後三年	技術移転事業者に係る事項に変更があった旨の報告の文書	員の技術移転事告の文書
兼業が終了する日に係る特定廃棄		一四―一七(研第六条、第七条又は第十条第一項の
日以後三年	しの文書	業) 企業の役員等との兼第四項の取消しの文書
兼業が終了する日に係る特定廃棄	の承認の状況の報告の文書	則一四一八(営利第三項の報告の文
三年 廃棄	政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実の通知の文書	的行為) 規則一四―七(政治第八項の通知の文書
日に使る特気日以後三年		
れる日に係る特定日以後三年れ、又は審査の終了が決定さ下され、若しくは取り下げら表決が行われ、審査請求が却	企業に対する関係の存続が職務遂行上適当でないと認める旨の通知の内容についての審査請求の文書は	第百三条第五項の審査請求の文書
以後三年		
当しなくなる日に係る特定日報告の文書の提出の要件に該	株式所有状況報告書	第百三条第三項の報告の文書
	監查役兼業承認申出書研究成果活用兼業承認申出書	
	技術移転兼業承認申出書	
	- 1-1、2の申情こ対する承恩の文書 自営兼業承認申請書(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係)	
日以後三年		
兼業が終了する日に係る特定廃棄		法 第百三条第二項の承認に関する文書
措 時 満 期置 の 了 間		
保存期間保存	人事管理文書の例	2 人事管理文書の区分
	- 1-	七服務
	苦青钼談に深る記録の文書	第六条の記録の文書

四(職員の勤	第 文 第 第 第 第 第 5 第 1	人事管理文書の区)	八 勤務時間、休			報告等) 業の経営に参加 業の経営に参加 ではいるる職	
項又は第四条の四第四項の変更の	条第二項とどし書又は第十一条の協義と三条の二第一項又は第十五条第一項の指条第四項の設定及び割振りの文書条第三項の割振りの文書	区分	及て付	項	第十条の請求の文書	九項二条	書 三 の 条 写 の	第十条第二項の取消しの文書第十条第一項の要求の文書
フレックスタイム制の割振り等の変更に係る割振り簿 フレックスタイム制の割振り等の変更に係る申告簿 これらの協議に対する回答の文書 これらの協議に対する回答の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらの協議の文書 これらいたのは、これらの表表を表示している。	関す交替制等勧务厳員の勧务寺間等こついての協義の文書 にの超勤代休時間指定簿 フレックスタイム制の割振り簿 フレックスタイム制の割振り簿	人事管理文書の例		審査請求の対象となった通知の内容を変更する裁決審査請求を棄却する裁決の文書の写し	株式所有の状況についての報告又は資料の請求の文書	職務遂行上適当でないと認められた職員からの期限職務遂行上適当でないと認められないこととなった場合等の下轄庁の長等から人事に会社の事業内容に変更があった場合等の職員から所当該報告を受理した場合等の所轄庁の長等から人事当該報告を受理した場合等の所轄庁の長等から人事告の文書	職務遂行上適当でな職務遂行上適当でな	
三年	協義に系る勧务寺間に関する定めこようなくな棄	保存期間 番 お の 時 了 満 間 期 存 保		れる日に係る特定日以後三年れ、又は審査の終了が決定され、若しくは取り下げら表決が行われ、審査請求が却		7の長等への報	要件に該当しなくなる日に係要件に該当しなくなる日に係株式所有状況報告書の提出の廃棄	

						<u></u>
暇)の一部を トー四(職員 一四(職員 一四(人 一四(本 一四(大 一四(大 一四(大						及び休暇)
附則第二条の協議に関する文	第九条第二項の通知の文書の写し	第三十二条の承認に関する文書	項の	第二十八条第一項の介護休暇の休暇簿	合を含む。)の証明書類 一項の明示の文書 四項の休憩時間申告簿 四項の休憩時間申告簿 一項の明示の文書 条第一項のは第十七条第二項の申出の 条第一項の届出の文書 条第二項の証明書類 条第二項の証明書類 条第二項の証明書類 条第二項の証明書類	第
協議に対する回答の文書	低り等又は週休日の振替等の	書とは代休日の指定についての別段の定めの承認の文書とは代休日の指定についての別段の定めの承認の文書割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、	簿(介護時間用)	休暇簿(介護休暇用)	大学の主義に係る別段の定めについての協議の文書 が表示気体暇、特別休暇用) 休暇簿(特別休暇用) 休暇簿(特別休暇用) 休暇簿(特別休暇用) 休暇簿(特別休暇用) 休暇簿(特別休暇用) 休暇簿(特別休暇用) 大職員が出産した場合の届出の文書 一方であり、 一方であり、 一方では、 一	ブレックスタイム制の申告の事由を確認するための証明書質
なる日に係る勤務時間の割振りの基準によらなく廃機議に係る勤務時間の割振りの基準によらなく廃	一年	以後三年以後三年	回要日に係る特定日以後三年 は続する状態につき介護時間を取得した日から連続する三年の期間の末日(同日が到来する前継続する三年の期間の末日(同日が到来する前継続する状態につき介護時間を取得した日から勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の	なった日)の翌日に係る特定日以後三年こととなった場合にあっては、その該当しないする前に当該介護休暇に係る要件に該当しない月に達したものに限る。)の末日(同日が到来指定が三回に達し、又はその期間が通算して六指定が三回に達し、可は表別では、一個の総元の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	以後三年 協議に係る定めによらなくなる日に係る特定日	

録) 規則一七―一		親則一七一〇							法人格法						法	人事管理文書の区分	十 職員団体等			規則一六—四	規則一六一三	規則一六一〇	事	九 災害補償 改正する人事
第二条の職員団体登録簿	第二条の通知の文書の写し	第三条の通知の文書	第八条第二項の請求の文書	第七条の届出の文書	第四条の申請書	第三条第一項の申出の文書	6 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	第十条第一項の資料	第一条第一項の報告の文書	第百八条の六第一項ただし書の許可		第百八条の三第九項又は第十項の届出の	第百八条の三第七項の請求の文書	第百八条の三第一項の申請書	第百八条の五の二第一項の要請の					(補償及び福祉事業の実施)	(災害を受けた職員の福祉事業)	(職員の災害補償)	区分	
										計可の文書の写し		の届出の文書	音		の文書			第三十条第一項の特	-	第三十条第一項の災	告の文書第四条第二項におい	第七条第三項の報告の文書		
職員団体登録簿	った旨の通知の文書の写し管理職員等になった旨又は管管理職員等以外の者が管理職員等になった旨又は管	組織の変更等についての通知の文書	聴聞の期日における審理の公開の請求	規約変更届	規約認証申請書	法人となる旨の申出の文書	国又は地方公共団体の関係機関に対する協力の要求用責任体等に対する幸養では資料のおより思するの	職員団体等に付きる服告又は資料の是出の要求の女職員団体等に係る法人格法の規定に基づく事務に関		専従許可の文書の写し		城員団	の公開の請求		人事院規則の制定改廃に関する職員団:			項の特別給付金支給報告書	項の福祉事業報告書	災害補償報告書	て準用する規則一六─○第七条第三項の			
			の文書				る協力の要求の文書の写し	出り要求の女仆の子レインの事務に関する資料	が、耳系に見ての資料でく事務に関する報告の文書				の文書		体からの要請の文書			特別給付金支給報告書	福祉事業報告書	災害補償報告書	文書の製造に関する権限の委任の報告の	補償に関する権限の委任の報告の文書	人事管理文書の例	
定日以後三年 取消し又は抹消をする日に係る特廃棄	理職員等が管理職員等以外の職員にな通知する日に係る特定日以後	三年			三年 取消しをする日に係る特定日以後	定日以後三年取消し又は抹消をする日に係る特			三年	日以後三年 日以後三年			定日以後三年	取消し又は抹消をする日に	五年	保存期間				三年	告の委任の効力が失われる日に係る	特定日以後三年委任の効力が失われる日に係る	保存期間 保存期間満	
様る 特廃 乗	年	廃棄			P 以 後	が る 特			廃棄	特定	Î			がる特	廃棄	措 時 満 期 保 置 の 了 間 存				廃棄	棄	発	J時の措置 保存期間満	

十六条第一項の請求の文書 十六条第一項の請求の文書 「見味難第三条第二項、第四条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項又は第二育児休業承認請求書 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人事管理文書の区分	十二 育児休業 第四条第二項の同意のご書	に置い可覚り女仆 ほうしゅ おりま にごう はいました できない はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	第三項において準用する場合を含む。) 五年を超える期間を定めて職員	第九条各項の報告の文書 派遣状況報告書 派遣先の機関における勤務条件祭	国際機関等への派遣) 当該承認の申請の文書 当該承認の申請の文書 規則一八一〇(職員の第七条第二項の承認に関する文書 派遣先の機関の特殊事情により派	2012年 119日前ので電子 119日前ので電子 119日前ので電子 119日前ので電子 119日前ので電子 119日前ので記述している。 119日前のでは、119	旅遣去 第二条第二頁の司意の文書	人事管理文書の区分 人事管理文書の例	十一 国際機関等派遣	規約の認証)	第六条第一項の許可の文書の写し短期従事の許可の申請の文書の写し	の期文間	第一条第一項、第二条第一項又は第六条第二項の申請	為)の職員の行めの職員の行	第三条の届出の文書 - 専従許可の取消し事由が生じた場合の届出の	職	甲出の受理証明書の写	の登録の抹	職員団体の登録	の登録	職員団体の登録	の き ひ 事	第11977年第一項では第1988年第一日第三日の登録
情况時間承認請求書 有児知時間勤務承認請求書 有児休業承認請求書	の	近其間の 夏業は存る 耶員の	割意りな) 五年を超える期間を定め		当該承認の申請の文書		幾男等への派	の		の取消しを行う旨又は行わの取消しに係る聴聞の通知をした旨又はできない旨の	計可の申請の文書の写し	の申請の文書の東新の申請の文	の申請		許可の取消し事由が生じた場合の届出の文書	団体の登録がされた旨の証明書の写し	出の受理証明書の写	の登録の抹	の登録	の登録	登録	n to	· 0.1
年の翌日に係る特定日以後三の翌日に係る特定日以後三の翌日に係る特定日以後三有児休業、育児短時間勤務廃棄	保存期間 保行		定日以後三年	派遣が終了する日に係る特	年	認の文書五年 廃棄	定日以後三年	こ系る時	保存期間 隅存期間 保存期間		三年 正保る特定日以後廃棄	の翌日に係る特定	る特定日以後三年	申請に係る期間の末日の翌日に係		三年 廃棄								

	日に係る特定日以後三年 任期を定めた任用が終了する		第三条又は第九条第二項の同意の文
廃棄	三年	の文書 裁量勤務研究員が勤務官署以外の文書 裁量勤務研究員が勤務官署以外	項の
	日に係る特定日以後三年	当該協議に対する回答の文書 に期付研究員の採用計画の協議の文書 に期付研究員は第四条第二項の任期の特例の承認申請書	
第	任期を定めた任用が終了する	にしくは第二任期付研究員の任期を定めた採用等の承認申請書 第一号任期付研究員の裁量勤務の状況についての各省各庁の長への報告の文書 当該承認の申請の文書 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第三条第二項又は第四条第一項若し第八条第一項の報告の文書
を 措 時 満 期 保 で の 了 間 存	期間	事管理文書の例	区分 区分
	る日に係る特定日以後三年	短時間	十三 任期付研究員
	任期を定めた任用が終了す	ロむ。)の同意の文書 任期の更新に係る任期付職員の同意の文書 「行り返析に係る任期付職員の同意の文書」「有児短時間勤務計画書」	第十三条(第二十五条において準用する場合を含む。第十八条第六号の育児短時間勤務計画書
		準用する場合を含む。)	おいて準用する場合を含む。)の養育状况変更届常十条第一項(第二十二条(第三十一条において
	年の翌日に係る特定日以後三の翌日に係る特定日以後三年に係る特定日の後三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	「育児時間の事由を確認するた合を含む。」の証明書類 「育児短時間勤務の期間の延長の事由を確認を含む。」の証明書類 「育児短時間勤務の事由を確認を含む。」、第二十条第一育児休業の期間の延長の事由を確認するため、第二十二条(第三十一条に育児休業の事由を確認するため、	に む 二 お) 項
		育児休業の取得の状況の報告の文書	報告の
	11111	又は出産等こつ、ての申出 協議に対する回答の文書	等)
廃 棄	ての協議の五年	文書 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての	一〇(職 規則一九第十六条第二項の協議に関する文書
		育児時間の承認の取消しの文書の写し	む。)の取消しの文書の写し第六条第二項(第十四条又は第二十六条第三項におい
		育児時間の承認の文書の写し 育児時間の承認の文書の写し 育児短時間勤務の期間の延長の承認の文書の写しする場合を含む。) 又は第二十六条第一育児短時間勤務の承認の文書の写し で準用する場合を含む。)、第十二条第 育児休業の期間の延長の承認の文書の写し	項の承認の文書の写し「第二条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)

人事管理文書の区分	第四十四条の変更に係る事項第四十三条第五号の指定に関第二十四条第二項の取決めの	第三十四条第一項ただし書又は第三十四条第一項ただし書又は第	第三十四条第一項又は第四十四条の第三十条の条件を記載した書類	事交流)	第六条第二項の名簿第八条第二項又は第十九条第五項の	第八条第二項の申出の文書第八条第三項のは第十九条第三項の	第七条第二項又は第十九条第二項	第七条第二項又は第十九条第二項の同第七条第二項又は第八条第二項の同	官民人事交流法(第六条第二項又は第二十三条第官民人事交流法)(第六条第二項の要求の文書)	区 分	四 官民人事交流 第十条第二項の通知の文書の写し 第九条第四項の通知の文書の写し
人事管理文書の例	類	四十四条の同意の文書	四条の認定に関する文書類	する文書	五項の承認に関する文書	三項の取決めの文書	認定の文	「項の計画の文書	条第一項の報告の文書		
例 保存期間	交流採用の実施に関する計画の変更に係る事項を記載した書類交流採用に係る取決めにおける賃金の支払以外の給付の指定の文書交流派遣の実施に関する計画の変更に係る民間企業との間の取決めの文書		これらの認定の申請の文書交流採用の実施に関する計画の変更の認定の文書交流派遣の実施に関する計画の変更の認定の文書人事交流に関する条件を記載した書類	当該協議に対する回答の文書 学院派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書五年	人事交流に系る公募に応募した民間企業の名簿これらの承認の申請の文書これらの承認の申請の文書交流採用に係る任期の更新の承認の文書交流派遣の期間の延長の承認の文書	の期間の延長に係る派に係る民間企業との間	交流採用の実施に関する計画の認定の文書 交流採用の実施に関する計画の認定の文書 交流派遣の実施に関する計画の認定の文書	交流派遣の実施に関する計画に係る交流派遣の同意の文書 交流派遣の期間の延長に係る交流派遣職員の同意の文書 交流派遣の実施に関する計画に係る交流派遣予定職員の同意の文書	人事交流の制度の運用状況の人事院への報告の文書派遣先企業における労働条件等の任命権者への報告の文書人事交流に係る公募に応募した民間企業の名簿等の提示の要求の文書		裁量勤務研究員に特定の方法による職務遂行を命ずる場合の通知の文書の写し第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合の通知の文書の写し
144			日以後三年	文書 五年 廃棄	年			日以後三年 日以後三年	年	保存期間	特定日以後三年 特定日以後三年 おおいた特定の職務遂行の

32																				
																倫理法			法	
する法第八十五条の承認に関する文書 第二十六条又は第三十三条により読み替えて適用	十八条第一項の意見の文書十八条第一項の意見の文書第二十三条第二項(第二十四条第二項において準	求の文書用する場合を含む。)又は第二十四条第一項の要第二十三条第二項(第二十四条第二項において準		項又は第三十一条の通知の文書第二十三条第一項、第二十五条、第二十八条第二	む。)又は第二十九条第二項の報告の文書	頁(第二十四条第二頁こおハて售用する昜台を含玉命権者こよる調項において準用する場合を含む。) 若しくは第三任命権者による調	第二十二条、第二十三条第二項(第二十四条第二	第九条第二項ただし書の認定に関する文書	第三十九条第二項の指示の文書	第四十二条第三項の報告の文書	第四十二条第三項の要求の文書	第八条第三項の所得等報告書等の写し	項の	第六条第二項の贈与等報告書の写し	第五条第五項の届出の文書	第五条第三項又は第四項の同意に関する文書	し 保持に関して行われるものに限る。)の文書の写第十七条第三項の要求(職員の職務に係る倫理の	し 保持に関して行われるものに限る。) の文書の写第十七条第二項の要求(職員の職務に係る倫理の	し 保持に関して行われるものに限る。) の文書の写第十七条第二項の喚問(職員の職務に係る倫理の	
認の文書 懲の文書	意見の文書 一意見の文書 一意見の文書 一意見の文書 「本音会による調査の開始を決定する場合の当該調査の対象となる職員の任命権者の二任命権者による懲戒処分の概要の公表についての審査会の意見の文書	任命権者による調査の要求の文書任命権者による調査の経過の報告の要求の文書	行った場合の任命権者へ終了した場合の任命権者開始を決定した場合の任		係る措置の報告の文	立五命権者による調査の結果の報告の文書二任命権者による調査の経過の報告の文書	調査の端緒に係る報告の文書	当該認定の申請の文書贈与等報告書の閲覧を請求することができない部分の認定の文書	床持のための体型	特殊法人等が講ずる施策についての報告の文書	特殊法人等が講ずる施策について監督上必要な措置を講ずることの要求の文書特殊法人等が講ずる施策についての報告の要求の文書	審査会に送付された所得等報告書等の写し	審査会に送付された株取引等報告書の写し	審査会に送付された贈与等報告書の写し	出の文書行政執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めた場合の主務大臣への届行政執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めた場合の主務大臣への届	らの同意の申請の文書執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることの同意の文書各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることの同意の文書	職員の呼出状の写し	文書等提出要求書の写し		
<i>F</i> A					又は第三十一条の通知の日)に係る特定日以後三年	四条第二頁こおハて準用する場合を含む。)の報告合にあっては、倫理法第二十三条第三項(第二十	懲戒処分が行われる日(懲戒処分が行われない場	認定の必要がなくなる日に係る特定日以後三年	1917年					五年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	三十年		又は第三十一条の通知の日)に係る特定日以後三年	四条第二項において準用する場合を含む。)の報告合にあっては、倫理法第二十三条第三項(第二十棄懲戒処分が行われない場廃	置措の

書 これらテ窓の中語の文書	日以後	三年 三年 一番	三任期を定:	これらの申請に対する承認の文書他の官職への任用に係る承認申請書任期の更新に係る承認申請書	一項又は第六条の承認に問	文書		
第二十八条常用項の問題に関する文書 「新二十八条常用項の問題に関する文書 「本会性活力を表現の支援の変更し」といったとの承認 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性に関する文書 「本会性、一个主要、一种主要、企用、企用、企用、企用、企用、企用、企用、企用、企用、企用、企用、企用、企用、	廃棄		五年	当該承認の申請の文書特定任期付職員の俸給月額の承認の文書	対する文書	りの	伍	任期付職員法
第二十八条常四項の電流に関する文書 一部大会の主張の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の	満		保存期間	管理文書の			の 区	人事管理文書
第二十八条第四項の協議に関する文書 高安会から記載の文書 を持つの要し フは第二十一条の通知の目)に係る特定目以後三年 (日本) 大学	_						職	十六 任期付
第二十八条等四項の経識に関する文書 では会社の事業の文書 では会社の事業の文書の文書の主人の事業の文書の学し では会社の事業の文書の学し では会社の事業の文書の事業の文書の表記の文書の主人の音楽の文書の学し では会社の事業の文書の学し では、会社の事業の文書の学し では、会社の表社の表社の表社の表社の表社の表社の表社の表社の表社の表社の表社の表社の表社								
第二十八条第四項の協議に関する文書 一方式に必要扱の大き 一方式に必要扱の大き 一方式に必要扱の大き 一方式に必要扱の大き 一方式に必要扱い 一方式に必要 一方式に使用								職員の官
第二十八条第四項の協議に関する文書 「本社会の表現の文書 「本社会の表現の表現の文書 「本社会の表現の文書 「本社会の表現の文書 「本社会の表現の文書 「本社会の表現の文書 「本社会の表現の文書 「本社会の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の								執行法人の
第二十八条第四項の勧議に関する文書 電点の手形の支出 東大・高田の文書 東大・西の文書 東大・西の文学 東京・東京								受ける行政
第二十八条第四項の協議に関する文書 一覧地の大書 一型地の大書 一型地の大画								定の適用を
第二十八条第四項の協議に関する文書 というの場合の文書 というの場合に対する感気処分又は退職に係る処分に との承認 (第二十八条第四項の協議に関する文書 というの場合の文書 というの場合の文書 というの場合の文書 というの場合の文書 というの場合に対する国際の文書 (第三十二条第二項又は第九条第二項の制作の文書 との対しの文書 (第四条の定の文書 との対しの文書 (第四条の説明書の写し というの協議に対する回答の文書 (第四条の定の文書 (第四条の定の文書 (第四条の定の文書 (第四条の定の文書 (第二十一条第二項又は第九条第二項の論求の文書 (第四条の記明書の写し というの協議に対する回答の文書 (第四条の定の文書 (第三十一条第二項又は第九条第二項の論求の文書 (第四条の記の文書の音を会から事情應取等を求められた職員が調査に応するため勤務しないことの承認 (第二十一条第四項の資料の写し と記款の写し (第二十一条第四項の資料の写し と記款の写し (第二十一条第四項の資料の写し と記款の写し (第二十一条第四項の資料の写し と記款の写し (第二十一条第四項の資料の写し と記款の写し (第14年) (第14	棄				通知の文			三(倫理法
第二十八条第四項の協議に関する文書 とれらの承認の実施の写し といての協議の文書 とれらの承認の実施に関して書きないという議というでは、 一の第十一条第二項又は第九条第二項の請求の文書 とれらの海流の対象となっている職員に対する認成処分又は遺職に係る処分に関する文書 原成に係る処分に関する文書 原成に係る処分に対する回答の文書 原政会から事情聴取等を求められた職員が調査に応するため勤務しないことの承認 (第二十二条第二項又は第九条第二項の請求の文書 審査会から出頭を収益に関しる要な事項にないての協議の文書 の業本の定めの文書の構造の実施に関しる要なから事情聴取等を求められた職員が訓査に応ずるため勤務しないことの承認 (第二十二条の通知の日)に係る特定日以後三年 要し 所次条第二項又は第九条第二項の諸求の文書 審査会から出頭を求められた職員が出頭し質問に応ずるため勤務しないことの承認 要求書の写し の文書の写し の文書の写し の文書の写し の文書の写し の文書の写し の表第四項の資料の写し の文書の写し の文書の写し の表述の文書 の音楽の文書 の音楽の文書 の音楽の文書 の表述の文書 の音楽の文書 の音楽の文書 の音楽の文書 を表がられた職員が出頭と応ずるため勤務しないことの承認 を文書の写し した事の文書の写し した事の文書の事語の文章 の文書の写し した事の文書の写し した事の文書の事語の文章 といている職員が出頭と応ずるため勤務しないことの承認 との承認 を文書の写し した事の文書の事語の文章 といている職員が出頭と応ずるため勤務しないことの承認 を文書の写し した事の文書の事語の文章 といている職員が出頭と応ずるため勤務しないことの承認 を文書の写し した事の文書の事語の文章 を表示している職員が出頭と応ずるため勤務しないことの承認 を表示する日に係る処分に対していている職員の主意の文書 といていている職員が出頭していている職員の主意の文書 といていている事が表にないていている職員が出頭していていている職員が出頭していていている職員に対する場所を表示する日本の文書の写真なの文書の文書の写は表示すると思述を表示する。	廃	0 三年	又は変更し	人の職員の	第四章の規定の		第二条の通知の	則!!!!—
第二十八条第四項の協議に関する文書 これらの承認の交書 下記した 下記しました 下記した 下記した 下					の写し			
第二十八条第四項の協議に関する文書 では、					の自認書の写			
第二十八条第四項の協議に関する文書 審査会による調査の対象となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に 第二十九条第一項の勧告の文書 関係行政機関の長に対する回答の文書 関係行政機関の長に対する回答の文書 関係行政機関の大きに対する回答の文書 関係行政機関の大き 回覧の文書 関係行政機関の大きの表記の文書 関係行政機関の大きの文書 関係行政機関の大きの文書 関係の必要に関する文書 職員に倫理法三一○第14条第二項の勧告の文書 関係行政機関の長に対する回答の文書 が大条第二項又は第14条第二項の制造の文書 審査会による調査の対象となっている職員が出現していての協議の文書 で、大条第二項又は第14条第二項の諸求の文書 事査会会による問題を求められた職員が出現して、「他の表記の文書の審査会が行われない場別を主義の定めの文書の審査会がら事情聴取等を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認を記録の文書の書を会から事情聴取等を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認を記述の文書の書を会から出頭を求められた職員が出頭し質問に応ずるため勤務しないことの承認を記述の文書の書を会から出頭を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認を記述の文書の書を会から出頭を求められた職員が出頭し質問に応ずるため勤務しないことの承認を記述の文書の書を会から出頭を求められた職員が出頭し質問に応ずるため勤務しないことの承認を記述の文書の書を会から出頭を求められた職員が出頭し質問に応ずるため勤務しないことの承認を記述がより、「本述の本述を表示して、「本述の本述を表示して、「本述の本述の文書」を表示して、「本述の本述の表示と、「本述の本述の表示と、「本述の本述の表示と、「本述の本述の表示と、「本述の本述の表示と、「本述の表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表					タ!			
第二十八条第四項の協議に関する文書 といての協議の文書 といての協議に関する文書 といての協議の文書 を支から事情聴取等を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 要求も同連を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 の文書の変とから事情聴取等を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 の文書の文書の審査会から国頭を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 の文書の変との文書の審査会から出頭を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 の文書の写と といてとの承認 の文書の変との文書の表記の文書の表記の文書の表記の文書 といては、倫理法第二十一条の通知の日、に係る特定日以後三年 といては第二十一条の通知の日、に係る特定日以後三年 といては第二十二条第二項の表記の文書を表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表				の写	地記			
第二十八条第四項の協議に関する文書 というでき となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に 第二十八条第四項の協議に関する文書 というの書き というの書を というの書を というの書き というの書を というの言な というの言な というの というの というの というの というの というの というの というの					起訴状の写し		一条第四項の資料	左 【
第二十八条第四項の協議に関する文書 審査会いと書画語の文書 「本会の要求の文書 「本会の要求の文書 「本会の要求の文書 「本会の要求の文書 「本会の要求の文書 「本会の要求の文書 「本会の主要を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 「本会の選択者の主要を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 「本会の選択者の主要を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 「本会の要求の文書 「本会の要求の文書 「本会の主要を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 「本会の選択者の実施に関する文書 「本会の当期を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 「本会の選択者の実施に関する文書 「本会の主要を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 「本会の主要を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認 「本会の通知の日」に係る特定日以後三年 「本会の通知の日」に係る特定日以後三年 「本会の定めの文書 「本会の正式の文書 「本会の正式の文表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		於	くことの承認	れた職員が出頭し質問に応ずるた	の文書の写し			
第二十八条第四項の協議に関する文書 とれらの承認の文書の報告の文書 といての協議の文書 では完全を含む。の報告の文書 では一一 (倫理法) 「一 ()第二十九条第一項の制告の文書 関係行政決別 () () () () () () () () () (多し見ることの		写し	727
第二十八条第四項の協議に関する文書 におらの承認 では、倫理法二十二条十一条第二項により読み替えて適用する規則 に係る例をとなっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に 要求する日に係る特定日以後三年 第二十九条第二項により読み替えて適用する規則 任命権者から人事院及び審査会に提出される懲戒処分に係る処分説明書の写し (倫理法二十二条十一条第二項により読み替えて適用する規則 任命権者から人事院及び審査会に提出される懲戒処分に係る処分説明書の写し 三年 成の手		<u> </u>	いことの承認	れた職員が調査に応ずるた	審査会から事情	承認の文書	第六条第二項又は第九	hth
第二十八条第四項の協議に関する文書 おさんによる調査の実施に関し必要な事項を定めた文書 第二十八条第四項の協議に関する文書 おさんにある回答の文書 第二十八条第四項の協議に関する文書 おおい場 第二十八条第四項の協議に関する文書 おおい 事			(7	3.7. 耳道 7. 是医、看用心儿一次分	の請求の文書			
第二十八条第四項の協議に関する文書 とれらの承認 となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に との承認 (倫理法二一〇第七条の説明書の写し 関係行政機関の長に対する国答の文書 (倫理法二十〇第七条の説明書の写し 関係行政機関の長に対する国答の文書 では1第二十五条の要求の文書 (倫理法二十二第十一条第二項により読み替えて適用する規則 任命権者から人事院及び審査会に提出される懲戒処分に係る処分に係る処分に得る外の動告の文書 職に係る処分についての協議の文書 (倫理法三年文は第四条の協議に関する文書 職に係る処分についての協議の文書 でえいた。 (第二十五条の要求の文書 では、倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分が行われる日(懲戒処分が行われない場別条の定めの文書 でおいての協議の文書 でおいての協議の文書 では、倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分が行われる日(懲戒処分が行われない場別条の定めの文書 では、倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分では、倫理法第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第二項でおいて適用する場合を含む。)の報告の文書 でおいて適用する場合を含む。)の報告の文書 では、倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分では、倫理法第二十三条第三項(第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の報告の文書 では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本		<u> </u>	ハことの承認	れた職員が出頭し質問こ芯ずるた	審査会から出頭を求めらの言材の予書			
第二十八条第四項の協議に関する文書 とれらの協議に対する回答の文書 とれらの協議の文書 とれらの協議の文書 とれらの協議に対する回答の文書 を会による調査の対象となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に (倫理法二十〇第七条の要求の文書 とれらの協議の文書 関係行政機関の長に対する協力の要求の文書 関係行政機関の長に対する協力の要求の文書 関係行政機関の長に対する協力の要求の文書 職員に倫理法等に違反する行為があると思料する場合において郷田第の写し 三年 職長に参加分にいての協議の文書 職員に倫理法等に違反する行為があると思料する場合において郷田第の写し 三年 職員に倫理法等に違反する行為があると思料する場合において郷田第の写し 三年 職員に倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分が行われる日(懲戒処分が行われない場所を発売で表の表の定めの文書 とれらの協議の文書 でおいての協議の文書 とれらの協議の文書 とれらの法とでは、倫理法等に違反する関本の文書 となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に 第三十一条の通知の日)に係る特定日以後三年 とれらの協議の文書 となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に 第三十一条の通知の日)に係る特定日以後三年 とならの表記の本書 となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に 第三十一条の通知の日)に係る特定日以後三年 は、おいて、おいて、は、倫理法等に違い、は、第三十二条第二項(第三十二条の通知の日)に係る特定日以後三年 となら、は、第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第二項)を表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に			いことの承認	れた職員が調査に応ずるた	^{戻り} と 会から事情	請求の	第六条第二項又は第九名	<i>kh</i> :
では第三十八条第四項の協議に関する文書 では第三十一条の通知の日)に係る特定日以後三年 「第三十九条第一項の勧告の文書 では第四条の協議に関する文書 では、倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分に係る処分に係る処分に係る処分に保る処分に係る処分には、倫理法第二十二条第二項により読み替えて適用する規則一任命権者から人事院及び審査会に提出される懲戒処分に係る処分説明書の写し (倫理法二十三第十一条第二項により読み替えて適用する規則一任命権者から人事院及び審査会に提出される懲戒処分に係る処分説明書の写し 三年 関係行政機関の長に対する国答の文書 職員に倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分が行われる日(懲戒処分が行われない場所を受ける。 では、倫理法第二十三条第三項(第二十二条第四項の協議に関する文書 では、倫理法第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十二条第四項の協議に関する文書 では、倫理法第二年の記書の支書 では、倫理法第二十三条第三項(第二十二条第四項の協議に関する文書 では、倫理法第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第四項の協議に関する文書 では、倫理法第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第三項(第二十三条第二項において連用する場合を含む。)の報告 では、倫理法第二は、「本社会の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表				項を定めた文書	調査の実施		第四条の定めの文書	
調査及び								続) 戒の手
違反に係	ぶる特定日以後三年	又は第三十一条の通知の日)に係		П	これらの協議に対する回			る調査及び
第二十八条第四項の協議に関する文書 職員に倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退懲戒処分が行われる目(懲戒処分が行われない場第二十一条第二項により読み替えて適用する規則一任命権者から人事院及び審査会に提出される懲戒処分に係る処分説明書の写し 第二十九条第四項の協議に関する文書 懲戒処分の勧告の文書 第二十九条第四項の協議に関する文書 懲戒処分の勧告の文書 懲戒処分の勧告の文書 懲戒処分の勧告の文書 懲戒処分の勧告の文書 懲戒処分の勧告の文書 じま協議に対する協力の要求の文書 要求する日に係る特定日以後三年 第二十九条第四項の協議に関する文書 懲戒処分の勧告の文書 変求する日に係る特定日以後三年 第二十九条第四項の協議に関する文書 でいての協議の文書 変求する日に係る特定日以後三年 でく命令 でく命令 でいての協議の文書 では、倫理法第二十三条第三項(第二十三条第二項)を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	百を含む。)の報告	四条第二項において準用する場合		いての協議の文書	共同調査の実施に関する			の違反に係
は同法に第三条又は第四条の協議に関する文書 職員に倫理法等に違反する行為があると思科する場合における当該職員に対する退整成処分が行われる日(整成処分が行われない場第二十八条第四項の協議に関する文書 となっている職員に対する協力の要求の文書 第二十八条第四項の協議に関する文書 となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に解る処分に解る処分に解る処分に解る処分に解る処分に解る処分に解る処分に解	条第三項(第二十	一合にあっては、倫理法第二十三名] 	書・「ジュー・オイト:	職に係る処分についての			づく命令
(倫理法二—○第七条の説明書の写し	分が行われない場	必懲戒処分が行われる日(懲戒処なり)	貝に対する退	とあると思料する場合にお	職員に倫理法等に違反す	議に関する文書	第三条又は第四条の	は同法に
五条の要求の文書 関係行政機関の長に対する協力の要求の文書 九条第一項の勧告の文書 懲戒処分の勧告の文書 当該協議に対する回答の文書 当該協議に対する回答の文書 当該協議に対する回答の文書 当該協議の文書 審査会による調査の対象となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分に		三年	の 写	会に提出される懲戒処分に係る処分説	任命権者から人事院及び	えて適用する規		(倫理法
九条第一項の勧告の文書 懲戒処分の勧告の文書 当該協議に対する回答の文書 当該協議に対する回答の文書 ついての協議の文書 でいての協議の文書 審査会による調査の対象となっている職員に対する懲戒処人条第四項の協議に関する文書 「これらの承認の申請の文書」	- F	要求する日に係る特定日以後三年		力の要求の文	関係行政機関の長に対す	書	十五条の要求の文	Print
当該協議に対する回答の文書へいる職員に対する懲戒処人条第四項の協議に関する文書を査会による調査の対象となっている職員に対する懲戒処に入り、というでは、これらの承認の申請の文書					文書	の文	十九条第一項の勧	<i>h</i> h:
一条第四項の協議に関する文書 一ついての協議の文書 審査会による調査の対象となっている職員に対する懲戒処 これらの承認の申請の文書 これらの承認の文書 これらの承認の文書 これらの承認の文書 これらの本語の文書 これらの本語の文書 これらの文書 これらの本語の文書 これらの文書 これらの本語の文書 これらの文書 これらの本語の文書 これらの本語の文書 これらの本語の文書 これらの本語の文書 これらの本語の文書 これらの文書 これらの本語の文書 こ				文	協議に対する回答の			
これらの承認の申請の文書 これらの承認の申請の文書		(c	に係る処分に	こている暗員に対する懲刑处	いての協議の文書査会による調査の	に関	八条第匹項 <i>σ</i>	h t f
のことに		-	L F	のような見る十つの変えし	おらの 承認の申請	-		

十七 法科大学院派遣 (お与の特例)	三年	-
管1	人事管理文書の例	保存期間
法科大学院派遣法 第三条第一項の要請の文書	検察官等の派遣の要請の文書	派遣が治
	て準用する場合を含法科大学院への派遣に係る検察官等の同意の文書	
む。)若しくは第七項(第十一条第四項において	・	の文書三年
ンスに第十一条第一項の同意の文書	新遣の其間の延長に係る核察官等の同意の支書	
第四条第三項又は第十一条第一項の取決めの文書	法科大学院設置者との間の取決めの文書	
出の文書第四条第七項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)	♂場合を含む。)の申派遣期間の延長に係る法科大学院設置者の申出の文書	
規則二四―〇(検察第十五条第二項の協議に関する文書	第十一条派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について	ての協議の文書五年
科大学院への派遣)官その他の職員の法	当該協議に対する回答の文書	
第十七条各項の報告の文書	法科大学院派遣に関する状況報告書派遣先法科大学院における勤務条件等についての任命権者への報告の文書	文書
十八 自己啓発等休業		
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間
自己啓発等休業 第三条第一項又は第四条第一項の請求の文書	自己啓発等休業承認請求書	翌日に係る特定日以後三年自己啓発等休業が終了する日
一項(第四条第三項におい	を 自己啓発等休業の承認の文書の写し	
配の文書の写し	自己啓発等休業の期間の延長の承認の文書の写し	
第六条第二項の取消しの文書の写し	自己啓発等休業の承認の取消しの文書の写し	
(職員の自己啓規 則 二五 ─ ○第十三条第二項の協議に関する文書	文書 白己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の	五年
発等休業)	当該協議に対する回答の文書	
第六条第二項(第七条又は第十二条第二項において準	自己啓発等休業の承認の請求について確認す	自己啓発等休業が終
用する場合を含む。)の書類	大学等における修学又は国際貢献活動の状況の報告について確認するための書類自己啓発等休業の期間の延長の請求について確認するための書類	翌日に係る特定日以後三年
第十二条第一項の報告の文書	の報告の文書	
27		
文書の区分	人事管理文書の例	保存期間
業法 配偶者同行休第三条第一項又は第四条第一項の請求の文書 	配偶者同行休業請求書配	日に係る特定日以後三年配偶者同行休業が終了する日の翌廃棄

					35
令和九年国際園芸博覧会特措法	令和七年国際博覧会特措法	福島復興再生特別措置法	一	第十三条の同意の文書第十三条の同意の文書第十条第一項の届出の文書第十条第一項の届出の文書	同行休業) 開行休業) 第二条第二項の協議に関する (職員の配偶者 第六条第二項の協議に関する 第六条第二項の取消しの文書の 第二条第一項(第四条第三項に
項の取決めの文質の要請の文書の要請の文書の要請の文書の取決めの文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の	第二十四条第一項の要請の文書第四項若しくは第五項の同意の文書第四十八条の三第一項又は第八十九条第四十八条の三第一項又は第八十九条第四十八条の三第一項の取決めの文書の三第一項の取決めの文書の三第一項の取決めの文書の三第一項の取決めの文書の三第一項の取決めの文書の三第一項の取決めの文書の三第一項の取決めの文書の三第一項の取決めの文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の文書の	第四十八条の三第一項、第四項若の二第一項の要請の文書の二第一項の要請の文書の二第一項又は第八十二年の二第一項の要請の文書の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の		条第二項において準用	文書 文書 おいて準用する場合を
国際園芸博覧会協会との間の取決め国際園芸博覧会協会への派遣の期間の延長に係る国際博覧会協会との間の取決めの文国際博覧会協会との間の取決めの文国際博覧会協会との間の取決めの文国際博覧会協会との間の取決めの文国際博覧会協会との間の取決めの対国際関芸博覧会協会との間の取決めの対国際博覧会協会との間の取決めの対国際博覧会協会との間の取決めの対域では、	国際博覧会協会による派遣の要請の文書国際博覧会協会による派遣の要請の文書福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の期間の延長に係る福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の期間の延長に係る職員の同意福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の期間の延長に係る職員の同意福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の期間の延長に係る職員の同意の文書福島和双復興推進機構への派遣の開の取決めの大書福島和双復興推進機構への派遣の開の取決めの大書を開発を開発を開始を表現している。	福島相双復興推進機構への派遣に係る職員の福島相双復興推進機構による派遣の要請の文福島相双復興推進機構による派遣の要請の文年齢六十年に達する職員への勤務の意思の確	人事管理文書の例	任期の更新に係る任期付職員の同意の文書と期の更新に係る任期付職員の同意の文書という。というできる特別の事情に係る認定の文書というできる特別の事情に係る認定の文書というできる特別の事情に係る認定の文書を関係者に入れて確認するための書類を関係者の行休業の期間の延長の請求について確認するための書類を関係者同行休業の請求について確認するための書類を関係者同行休業の請求について確認するための書類	当該協議に対する回答の文書文書の「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というできない。「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というできない。「大学の人」というでは、「大学の人」というできない。「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というでは、「大学の人」というできない。「大学の人」というできない。「大学の人」というでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、「大学の人」というないでは、
定日以後三年年の後三年年の後三年年の後三年年の後三年年の後三年年の後三年年の後三年年	の文書の文書	定日以後三年 で日以後三年 を発棄		日に係る特定日以後三年日に係る特定日以後三年日に係る特定日以後三年	五年
	9 <u> </u> 廃 棄	+ 特 す 廃 廃 措 乗 乗 置	時満期保の了間存		廃棄

のを含むものとする。

れたも	並びに添付されたも	9子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)	一人工学のであるの欄に掲げる文書には、図画及び電磁的記録の 備考
	三年	国際園芸博覧会協会への派遣に関する状況報告書国際園芸博覧会協会における勤務条件等についての任命権者への報告の文書	
			博覧会協会への派遣) の規定により指定された国際園芸
廃棄	五年	当該協議に対する回答の文書国際園芸博覧会協会に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書国際園芸博覧会協会に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書	
	三年		第十三条各項の報告の文書
_		協議に対する回答の文書	進機構への派遣)
月	左	いての協議の文書	【イノベーション・コースト
É	手	ノベーショ 協会への派	一一七四(戦員の
	三年	記念協会へ) 長量に引って式み云唇 際博覧会協会における勤務条件等についての任命権者への報告の文書	第十三条各項の報告の文書
			規定により指定された博覧会協会
廃棄	五年	当該協議に対する回答の文書国際博覧会協会に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書国際博覧会協会に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書	際博覧会特措法第十四条第一項の 規則一―七二(職員の令和七年国第十二条第二項の協議に関する文書
		財団法人福島相双復興推進機構への派遣に関する状況報告書	
	三年	興推進機構における勤務条件等についての任命権者への報告の文書	第十三条各項の報告の文書
序 第	王	当該協議に対する回答の文書	人福島相双復興推進機構への派 規則 - デナ(耶貞の2孟を区迄第十二条第二項の協議に関する文書
1414 1330	L E	目の見は色色の文書 (現代の) はちに見事して夢なてられられるの間をこういて) み後のでな協議に対する回答の文書	一、「残りなは日まり、ころにある場のでは、「ある」
		の協議の文書	人ラグビーワールドカップ二千十
廃棄	五年	ビーワールドカップ二千十九組織委員会に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整に	(職員の公
		財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員	
	年	文書	第十三条名項の報告の文書
		当該協議に対する回答の文書	委員会へ
		ついての	京オリンピック・パラリン
廃棄	年	ンピック・パ	貝の公益財
4-	定日以後三年	これらの承認の申請の文書研究職員の監査役兼業のために勤務時間の一部を割くことの承認の文書	
行	る日に係る性	の研究成果活用兼業のために勤務時間の一部を割くことの承認の文書	二項にお
す廃棄	兼業が終了す	の技術移転兼業のために勤務時間の一部を割くことの承認の文書	則一—三九(構造改革特別区域第二条第二項(第三条第二
			特例)
廃棄	三年	公務の活性化のために民間の人材を採用した場合の報告の文書	一一二四(公務の活性化の
十符	定日以後一年る日に係る特	しようとする場合等の注意の文書の写し	間の勤務の契約 関又は行政執行法人と外国人との第四項の注意の文書の写し
死棄	契約が終了す	人との間の勤務の契約の文書	$\overline{}$
		派遣の期間の延長に係る国際園芸博覧会協会の申出の文書	第十五条第五項の申出の文書

| 本特定日とは、「中国では、第三条第三項の保存期間が確定するととなる日の属する年度の翌年度の四月一日(当該確定することとなる日から一年以内の日であって、四月一日以外の日| 文書、協議の文書及び当該協議に対する回答の文書、指定の文書及び当該指定の申請の文書、認定の文書及び当該認定の申請の文書及び当該同意の申請の文書をいう。 | 工事で理文書の区分の欄の「承認に関する文書」、「協議に関する文書」、「指定に関する文書」、「認定に関する文書」又は「同意に関する文書」とは、それぞれ承認の文書及び当該承認の申請の一定、 人事管理文書の区分の欄の「承認に関する文書」、「協議に関する文書」、「指定に関する文書」、「認定に関する文書」又は「同意に関する文書」とは、それぞれ承認の文書及び当該承認の申請の

五四

この表に掲げる法律又は規則の規定の例によるものとされ、又は例に準ずるものとされている場合に係る人事管理文書については、同表の規定の例による。人事管理文書の例の欄は例示である。